



## 7月は「差別をなくす強調月間」 ～差別をなくす強調月間とは～

当初は、1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が公布された7月10日前後1週間を『差別をなくす強調週間』として定め、1972（昭和47）年からスタートしました。

その後、1981（昭和56）年7月から『差別をなくす強調月間』として改定し、より積極的に差別をなくす取り組みを続け、現在に至っています。

毎年、県内市町村では、人権に関する講演会や映画上映、街頭啓発などの啓発行事が開催されています。

また、新型コロナウイルス感染症の経験によって、差別が身近で起こり、未知のものに対して偏見を持ちやすいことを知りました。このことは感染症に限らず他の人権問題についても同様にいえます。知らず知らずのうちに持つってしまう偏見や差別意識にどう向き合っていくのかを一人ひとりが常に考えていかなければなりません。



## 犯罪被害者の支援について

天理市犯罪被害者等支援条例を施行（平成29年4月1日）して、6年目を迎えます。この条例は、犯罪被害に遭われた方やそのご遺族が、心身ともに回復するための支援を取り決めたものです。具体的には、以下の項目があります。

- 相談体制の充実      ○遺族見舞金・傷害見舞金の給付※
- 貸付金制度※      ○居住の安定※
- 広報及び啓発      ○民間支援団体への支援      など

※いくつかの条件があります。

このように、被害者等への支援を行うための施策を講じる動きは広まりつつあり、条例においては県内の市町村すべてで制定され、支援を受けられるようになりました。



## 犯罪被害者を支えるために

もしも、自分自身や大切な人が犯罪被害に遭ってしまったら…。犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も、様々な問題を抱えることとなります。犯罪の被害に遭った人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちがその人たちの置かれた状況を理解することが大切です。

では、身近な人が被害に遭ったら、私たちはどのように向き合えばいいのでしょうか。周囲の人の言動によって、心が楽になったり、反対に落ち込んだりします。例えば元気づけるために「がんばって」「もう忘れなさい」「運が悪かった」とかけた言葉も、励まされる人もいる一方で、逆に傷ついてしまう人もいます。また、被害を受けたことが、まるで自分自身に落ち度があったかのような、周囲の人たちの心ない言葉で悩む人もいます。犯罪被害に遭った人に接するときは、その人の置かれた状況や心情を理解し、まずはその人の気持ちに寄り添っていきましょう。そして、行政や支援機関による支援とともに、周り全体で支えあう体制づくりが大切です。